

京都市高齢者，障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 道路の構造に関する基準（第3条～第7条）

第3章 特定公園施設の設置に関する基準（第8条～第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項及び第13条第1項の規定に基づき，移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

第2章 道路の構造に関する基準

（歩道等の有効幅員）

第3条 歩道（京都市道路構造条例（以下「構造条例」という。）第2条第2項第1号に規定する歩道をいう。以下同じ。）の有効幅員（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（以下「道路省令」という。）第2条第1号に規定する有効幅員をいう。以下この章及び附則において同じ。）は，構造条例第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道（構造条例第2条第2項第3号に規定する自転車歩行者道をいう。以下同じ。）の有効幅員は，構造条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は，当該歩道等の高齢者，障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第4条 横断歩道（道路交通法第2条第1項第4号に規定する横断歩道をいう。）に接続する歩道等の部分の縁端は，構造条例第2条第2項第4号に規定する車道（当該車道に接続して同項第12号に規定する路肩が設けられる場合にあつては，当該路肩。以下「車

道等」という。)の部分より高くするものとし、その段差は1センチメートルを標準とするものとする。

(車両乗入れ部)

第5条 第3条の規定にかかわらず、車両乗入れ部（道路省令第2条第2号に規定する車両乗入れ部をいう。）のうち、横断勾配が1パーセント（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、2パーセント）以下の部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

(乗合自動車停留所を設ける歩道等部分の車道等に対する高さ)

第6条 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、1センチメートルとすることができる。

(その他の基準)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、法第10条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、道路省令に定める基準（道路省令第4条、第9条第1項、第10条及び第17条に定める基準を除く。）とする。この場合において、道路省令第2条各号列記以外の部分中「道路構造令第2条」とあるのは、「京都市道路構造条例第2条第2項」とする。

第3章 特定公園施設の設置に関する基準

(園路及び広場)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、それぞれの施設のうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口の有効幅員（特定公園施設に設ける出入口、通路又は傾斜路の幅員から歩行者及び車いす使用者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件又は施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下この章において同じ。）は、130センチメートル以上とすること。
- (2) 通路の有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回する

ことができる広さの場所を設けたときは、有効幅員を130センチメートル以上とすることができる。

- (3) 通路の縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、8パーセント以下とすることができる。
- (4) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）及び傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。以下この条において同じ。）には、手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、片側に設けることができる。
- (5) 階段及び傾斜路の両側には、高さ10センチメートル以上の立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 傾斜路の有効幅員は、130センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合にあっては、90センチメートル以上とすることができる。
- (7) 傾斜路の縦断勾配は、6パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、8パーセント以下とすることができる。

（屋根付広場、休憩所及び管理事務所）

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場、休憩所及び管理事務所を設ける場合は、その出入口のうち1以上は、有効幅員が130センチメートル以上でなければならない。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 有効幅員は、130センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (2) 車いす使用者用観覧スペース（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（以下「公園省令」という。）第6条第1項第3号に規定する車いす使用者用観覧スペースをいう。）と出入口及び便所との間の経路となる通路

は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 有効幅員は、130センチメートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、8パーセント以下とすることができる。

(一時使用目的の特定公園施設に関する特例)

第11条 災害その他特別の事情により一時的に使用する特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、前3条の規定によらないことができる。

(その他の基準)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、法第13条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、公園省令に定める基準(公園省令第3条第1号イ、第2号イ及びニ、第3号イ及びへ並びに第5号イ、ロ、へ及びト、第4条第1号、第5条第1項第1号イ(同条第2項において準用する場合を含む。)並びに第6条第1項第1号並びに第2号イ及びニ(同条第3項において準用する場合を含む。)に定める基準を除く。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 道路省令第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

3 移動等円滑化された立体横断施設(道路省令第11条第1項に規定する移動等円滑化された立体横断施設をいう。)に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

(検討)

5 本市は、第7条の規定において引用する道路省令及び第12条の規定において引用す

る公園省令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。